

接骨院・整骨院（柔道整復）の 施術 は



○ こんなときに保険が使えます

外傷性（けがによるもの）が明らかな

- 骨折 ●脱臼 ●打撲 ●捻挫 ●挫傷（肉離れなど）

※骨折・脱臼のときは、応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。

✕ こんなときは保険が使いません

- 疲労や慢性的な要因による単なる肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- 病院や診療所などの医療機関で同じ負傷部位の治療を受けている場合

はり・きゅうの 施術 は



○ こんなときに保険が使えます

- 慢性病（神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など）で、医療上はり・きゅうを受けることを医師が同意したとき。

※6ヶ月に1度、書面による医師の同意が必要です。

あんま・マッサージの 施術 は



○ こんなときに保険が使えます

- 筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とすると医師が同意したとき。

※6ヶ月に1度、書面による医師の同意が必要です。
（変形徒手矯正術は1ヶ月に1度同意が必要）

**単なる肩こり、
筋肉疲労は
保険適用対象外
です！**

■ お問い合わせは… **滋賀県後期高齢者医療広域連合** TEL 077-522-3013
〒520-0044 大津市京町四丁目3-28 FAX 077-522-3023 ホームページ <http://www.shigakouiki.jp/>
または、お住まいの市町の担当課まで